

徳島県規則第五十六号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十六年徳島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（条例第六条第一号の規則で定める基準）

第十九条の二 条例第六条第一号の規則で定める基準は、別表第一の二の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

第二十条の次に次の一条を加える。

（条例第九条第一号の規則で定める基準）

第二十条の二 条例第九条第一号の規則で定める基準については、前条及び別表第二に定める基準の例による。この場合において、同表の上欄中「開発行為」とあるのは「目的に係る建築物」と、同表の下欄中「開発区域」とあるのは「建築物の敷地」と、同表の条例第八条第五号に規定する開発行為（一戸建ての住宅に係るものを除く。）の項の六中「開発行為」とあるのは「予定建築物の新築、改築又は用途の変更」とする。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第十九条の二関係）

区分	要件
一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域	1 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域に該当しなくなることが決定していること又は短期間のうちに該当しなくなることが事実と見込まれること。 2 1に掲げる要件に該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。
二 政令第二十九条の九第四号に掲げる土地の区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害	1 土砂災害が発生するおそれがある場合において、土砂災害防止法第八条第一項第二号の避難施設その他の避難場所への確実な避難が可能であると市町長に認められること。 2 1に掲げる要件に該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。

<p>防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「土砂災害防止法」という。）第九條第一項の土砂災害特別警戒区域を除く。）</p>	
--	--

<p>三 政令第二十九條の九第六号に掲げる土地の区域</p>	<p>1 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二條第二号、第五條第二号及び第八條第二号に規定する浸水した場合に想定される水深（以下「浸水した場合に想定される水深」という。）が、三メートル未満であること。</p> <p>2 浸水した場合に想定される水深等から算出した水位のうち、最も高い水位より高い位置に床面の高さがある居室を有する建築物を建築しようとする事。</p> <p>3 洪水、雨水出水（水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二條第一項に規定する雨水出水をいう。）又は高潮による浸水が想定される場合において、同法第十五條第一項第二号の避難施設その他の避難場所への確実な避難が可能であると市町長に認められること。</p> <p>4 2及び3に掲げる要件のいずれかに該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。</p>
--------------------------------	--

別表第二の條例第八條第二号に規定する開發行為の項の下欄に次のように加える。

六 開發区域が、條例第六條第二号の知事が指定する土地の区域内であること。



同様式の備考２中「こと」を「こと。また、「災害危険区域等」の括弧内には、自然災害により危害が生ずるおそれがあると認められるものとして指定を受けている区域の名称を記載すること」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から起算して五年を経過する日までの間における改正後の別表第一の二の三の項１の規定の適用については、同項中「第二条第二号」とあるのは、「第二条第四号」とする。
- 3 知事は、この規則の施行後五年を経過した場合において、この規則による改正後の別表第一の二の三の項１の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。